

自然環境部会の活動概要

1 令和4年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和4年 9月30日	<ul style="list-style-type: none">○ 鳥獣保護区特別保護地区の再指定について○ 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）の素案について○ 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の素案について
11月24日	<ul style="list-style-type: none">○ 滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次）の答申案について○ 滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の答申案について

2 令和5年度の部会審議予定

(1) 第1回自然環境部会（令和5年8月頃開催予定）

- 鳥獣保護区特別保護地区の再指定（4地区）について
- 滋賀県ニホンザル第二種特定鳥獣管理計画（第5次）の策定について
- （仮称）次期生物多様性しが戦略の策定について

令和4年度 指定（再指定）した特別保護地区の概要

（1）小谷山西池鳥獣保護区小谷山西池特別保護地区

所在地	滋賀県長浜市
面積	19ha
位置図	別添のとおり
指定目的	小谷山西池特別保護地区を含む小谷山西池鳥獣保護区は、長浜市のほぼ中央に位置する小谷山（標高 495.1m）を中心にその山麓に囲まれた区域で、コナラなどの広葉樹林とスギ・ヒノキの人工林、ため池や水田を有し、自然の変化に富む地域である。このような自然環境を反映して、ハチクマやアカシヨウビンなど森林に生息する鳥獣に加えカモ類など水鳥も多く、多様な鳥獣が生息している。特に西池およびその周辺の区域は、天然記念物であり滋賀県絶滅危機増大種のオオヒシクイの越冬地となっており、県内において琵琶湖以外で確認されている重要な区域となっている。また、森林に生息する鳥獣にとって、森林に囲まれた水域であり餌場などとして重要な生息環境となっている。このため、当該区域は、特に保護を図る必要があると認められることから、法第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。
再指定期間	令和 4 年 11 月 1 日から令和 14 年 10 月 31 日まで





滋賀県ツキノワグマ第一種特定鳥獣保護計画（第4次計画）の概要

目的

滋賀県においてクマは存続基盤が脆弱な希少種であるとともに、滋賀県内の生息地は東日本と西日本の個体群の分布の重要な中継地点となっている。一方で、クマは人間との軋轢がある動物である。以上を踏まえて、次の目的の達成のための施策を実施する。

- ・ 地域個体群の安定的維持
- ・ 人身被害の回避および生活環境被害・農林業被害等の低減

概要

○ 計画期間：令和5年4月1日～令和10年3月31日

○ 県内の分布状況

白山・奥美濃地域個体群と北近畿東部地域個体群に属する個体群が、湖北および湖西にそれぞれ分布している。また、少ないながらも鈴鹿山脈等においてクマの出没が確認されている。

○ 県内の生息数

【湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群）】

- ・ 推定生息数：164頭（90%信頼区間 63～266頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

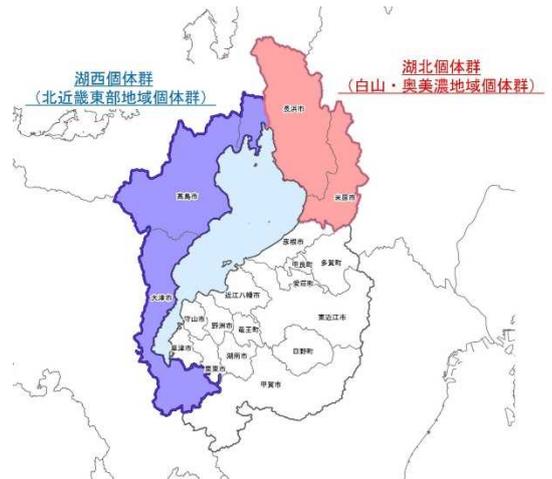
【湖西個体群（北近畿東部地域個体群）】

- ・ 推定生息数：152頭（90%信頼区間 58～246頭）
- ・ 第3次計画策定時と比較して顕著な増減は認められず、横ばい傾向と推定。

【その他の地域の個体】

- ・ 引き続き目撃情報の収集等により実態把握に努める。

○ 地域個体群ごとの生息数と県内の保護の施策



地域個体群全体について	県内の個体群について
1. 白山・奥美濃地域個体群 （石川、福井、岐阜、滋賀（※富山を除く）の合計） 推定生息数：約 1,100～6,900 頭 → 個体数水準 4 相当	湖北個体群（白山・奥美濃地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数（164 頭（90%信頼区間 63～266 頭）の 12%、20 頭（26 頭→20 頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合には報告が必要）。
2. 北近畿東部地域個体群 （福井、京都、滋賀の合計） 推定生息数：約 900～1,100 頭 → 個体数水準 3～4 相当	湖西個体群（北近畿東部地域個体群） ① 年間総捕獲数上限： 県内推定生息数 152 頭（90%信頼区間 58～246 頭）の 8%、12 頭（8 頭→12 頭）とする。 ② 狩猟：自粛を継続（捕獲した場合は報告が必要）。

○ 被害防除の施策

(1) 人身被害の回避・生活環境被害等の低減

- ・人の生活域においては、人の安全を最優先とする。
- ・引き続き「ツキノワグマ出没対応マニュアル」に基づき、県、市町、警察、住民等の関係者が次の①～③の段階における対応を行う。
- ・環境省の基本指針に基づき、錯誤捕獲個体については原則として放獣を行う。しかし、人の安全を最優先とし、人身被害が発生するおそれがあるときは、状況に応じて捕殺を行うことも検討する。
- ①予防対応（クマと人間が遭遇することがないように事前に行う対応）
- ②一般対応（集落内などでクマの目撃があり、当面人身被害の危険性が小さい場合の対応）
- ③緊急対応（人身被害を発生させる恐れが高く緊急性のある場合にとる対応）

(2) 普及啓発

- ・クマに対する正しい知識を身につけ、適切な対応をとることができるよう、クマの生態や出没の状況について普及啓発を行う。また、被害を防止するため、市町等と連携・協力し、クマの出没が少ない地域も含め、地域住民に対してクマの生態や出没などについての情報提供を行う。

(3) 生息環境管理

- ・生物多様性が保全され、多様な動植物が生息・生育する豊かな森林づくりに引き続き努める。
- ・人間の生活域へのクマなどの侵入を防ぐ心理的障壁とするため、林縁部の整備を行うなど、隠れ場のない緩衝地帯を設けるよう引き続き努める。

(4) 林業被害対策

- ・間伐等の森林整備事業に併せテープ巻による被害防除対策を進める。

(5) 関係府県等との連携・協力

- ・白山・奥美濃地域個体群および北近畿東部地域個体群は、近隣府県に生息するものも含めると全体として生息数が増加傾向にあることから、関係府県および環境省との一層の連携・協力を図る。

○ その他保護のために必要な事項

・モニタリングの実施

県は市町等関係機関と連携の上、生息状況、被害発生状況、被害防除実施状況、捕獲状況のモニタリングを実施し、その結果を保護の方針に反映する。

・堅果類の豊凶状況調査と注意喚起の実施

県は、クマの出没予測に資するため、毎年堅果類の豊凶調査を実施し、クマの大量出没の危険性があると判断された年には、可能な限り早期にその情報を発信し、広く注意喚起を行う。

○ 計画の実施体制

・実施体制の整備

県関係機関、試験研究機関、市町、農林業者(団体)、地域住民、森林管理署、狩猟者団体等が連携するとともに、関連NPO、ボランティアからも協力を得るよう努める。



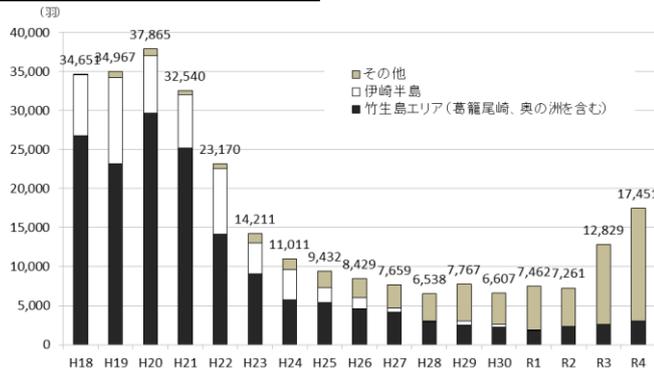
滋賀県カワウ第二種特定鳥獣管理計画（第4次）の概要

現況

ねぐら・コロニー分布状況
(令和4年5月)



カワウ春期生息数の推移



○生息状況

滋賀県では、カワウは2月頃から飛来し始め、3月から10月にかけて繁殖し、10月以降は大部分の個体が順次県外へ移動し越冬する。

滋賀県におけるカワウの生息数は、平成16年をピークに減少傾向にあったが、令和3年に急増に転じ、令和4年は17,451羽であった。

カワウの分布について、8つのコロニーと4つのねぐらが確認されており、ねぐら・コロニーの箇所数は増加傾向にある。これまで竹生島エリアおよび伊崎半島にカワウの生息が集中していたが、近年は内陸部に新たなねぐら・コロニーが形成され、急速に生息数が増加しているコロニーが存在するなど、カワウの動きに変化が生じてきており、カワウ対策は新たな局面に入っている。

○被害状況

生息数の減少に伴い、水産資源の食害も減少傾向にあったが、令和3年以降ではカワウの分散化および生息数の増加により、一部の地域で被害の増加がみられる。

コロニーでは、枝折りおよび糞などによる影響により植生被害が発生していたが、生息数の減少に伴い植生回復の兆しが見られる。

近年、住宅地等に隣接するコロニー等では、糞害や騒音等の生活環境被害が発生している。

計画期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

計画の実施区域

県全域

管理の目標

- ◆ 漁業被害、生活環境被害および植生被害の軽減
- ◆ 個体群の安定的維持

- ◇ カワウ生息数について、漁業被害および植生被害が顕在化していなかった頃のカワウ生息数4,000羽程度に低減させる。なお、4,000羽程度は一つの指標として取り扱い、生息数の管理は、被害状況などに応じて順応的に対応する。
- ◇ ねぐら・コロニーの分布管理と地域に応じた管理を行うことで、被害地におけるカワウ被害を低減させる。

人とかわうが共存できるような豊かな生態系を取り戻す。

計画のポイント

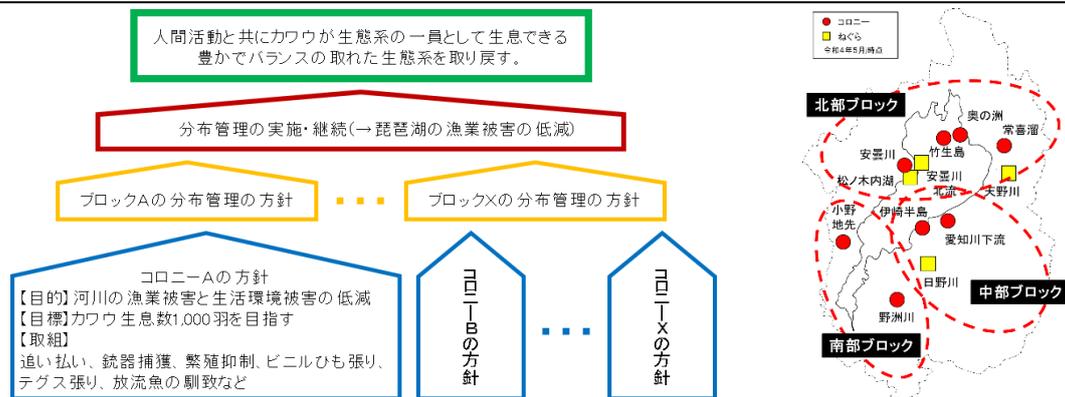
施策の基本的な考え方

近年、ねぐら・コロニーが内陸部にも形成されるとともに分散化し、一部のコロニーでは生息数の大幅な増加がみられるなどカワウの生息状況の変化を踏まえて、カワウの管理においては、従来の県内全体の総生息数の調整を基本とする対応に加え、ねぐら・コロニーの分布管理を行うとともに、ねぐら・コロニーの状況に応じた方針と対策の実施がより一層重要であると考えられることから、ねぐら・コロニーの分布管理の考え方に基づいた体制を構築するものとする。

対策に当たっては、漁業被害や生活環境被害、植生被害を軽減するとともに個体群の安定的な維持を図るため、個体群管理、被害防除対策、生息環境管理を施策の3つの柱として、総合的に実施する。

分布管理のための体制

ねぐら・コロニーごとに方針を定めるとともに、分布管理のために、カワウの行き来や行政界などを踏まえ、県全域を北部・中部・南部の3つのブロックに分けて分布管理することとし、ブロックごとの方針を定めることを検討する。各方針の策定や対策の実施に当たっては、漁業者、地域住民、河川管理者、有識者、市町、県等による体制を構築し、合意を得るものとする。



個体群管理

個体数調整について、これまでの効果が認められる竹生島エリア、伊崎半島を個体数調整実施場所として、春期生息状況をみながら継続して実施する。近年は河川等に形成されたコロニーにおいても大規模な営巣がみられることから、銃器捕獲等の対応のしやすさや県内へのカワウ被害の影響を鑑みて必要に応じて実施する。

被害防除対策

1. 漁業被害

防鳥糸や防鳥ネットの設置による物理的防除、定期的な巡回や花火などによる追い払いおよび銃器による捕獲など地域の実情に合った効果的な対策を総合的に実施する

2. 生活環境被害および植生被害

追い払い等のほか、状況によっては個体群管理の手法等も含まれる。漁業被害と同様、地域の実情に合った効果的な対策を総合的に実施する。

生息環境管理

琵琶湖においては、水産資源保全対策等の推進により、多様で豊富な魚類相を回復させ、漁業への影響を軽減させる。河川等においては、多様な河川環境の創出に配慮するように河川管理者や関係者と連携を図る。植生においては、竹生島では樹木の再生に取り組み、照葉樹林を目指し、伊崎半島では現存する森林植生の維持保全を行う。

その他必要な事項

1. モニタリングの実施

モニタリング調査を十分に行い、その結果を関係者や専門家と共有し科学的評価を行う。

2. 広域対策

中部近畿カワウ広域協議会や関西広域連合等、広域的な枠組みでの取り組みを進める。

3. 普及啓発

関係部署や関係機関と連携し、カワウの生態や被害の状況など普及啓発を進める。